資料３

＜調整中＞

（仮称）北海道こども計画

令和７年度～令和 11 年度

素案たたき台

※本資料は、素案作成に向けた「たたき台」であり、今後の審議等により、内容に修正が生じる場合があります。

目次

第１　計画の基本事項 1

１　計画策定の趣旨 1

２　計画のめざす姿 2

３　計画の位置付け 3

４　他計画との関連 4

５　計画の期間 4

第２　こどもを取り巻く現状 5

１　少子化の現状や要因 5
（１）少子化の現状 5
（２）少子化の要因 7

２　青少年を取り巻く環境の現状と課題 13
（１）青少年を取り巻く現状 13
（２）課題 16

３　こどもの貧困の現状と課題 17
（１）こどもの貧困の現状 17
（２）課題 24

４　社会的養護の状況 25

５　ヤングケアラーの現状と課題 26

６　児童虐待相談対応件数の状況 27

７　道民の意識とニーズ 28
（１）夫婦の完結出生児数・平均理想こども数・平均予定こども数 28
（２）少子化や子育てについての道民意識 30

第３　これまでの計画に基づく取組と評価 32

１　取組全体の評価 32

２　第４期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画の評価 33
（１）施策の体系（表の左列は「ライフステージ」） 34
（２）目標設定項目の推進状況 36
（３）各ステージの評価 39

３　第２次北海道青少年健全育成基本計画の評価 48
（１）施策の体系 48
（２）目標設定項目の推進状況 49
（３）各基本方針の評価 52

４　第２期北海道子どもの貧困対策推進計画の評価 59
（１）施策の体系 59
（２）目標設定項目の推進状況 60
（３）各重点施策の評価 61

第４　（仮称）「北海道こども計画」策定の考え方 69

１　計画の基本的な対応方向 69

２　計画の目標 69
（１）計画の基本目標 69
（２）都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定めることとされている事項 70
（３）「都道府県社会的養育推進計画」に定めることとされている事項 71
（４）その他の目標 73

３　目標達成に向けた基本的な方針 73
（１）こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る 73
（２）こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、共に進めていく 73
（３）こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する 77
（４）良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする 94
（５）若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む 124

（６）施策の総合性を確保するとともに、関係部局、市町村、民間団体等との連携を重視する 128

第５　計画推進のための取組と指標の設定 131

１　（仮称）北海道こども計画の施策目標と取組 131

２　（仮称）北海道こども計画における目標設定項目【調整中】 134
（１）学校教育や保育を必要とする量の見込みと確保方策【調整中】 134
（２）認定こども園及び地域子ども・子育て支援事業【調整中】 135
（３）その他指標【調整中】 136

３　各ライフステージの取組 141
（１）ライフステージを通して 143
（２）こどもの誕生前から幼児期まで 143
（３）学童期・思春期 143
（４）青年期 143

第６　計画の推進 144

１　計画の推進体制 144

２　計画の点検評価 145

第７　別表 146

第８　資料 147

１　用語の解説 147

２　各種データ 148

３　（仮称）北海道こども基本条例 153

４　北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例 153

５　北海道こども施策審議会条例 153

６　北海道青少年健全育成条例 153

７　こども基本法 153

８　子ども・若者育成支援推進法 153

9　こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律.....153

10　こども大綱.....153